

令和6年度介護報酬改定について

介護給付サービスにおける令和6年度介護報酬改定に関連し、「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和6年厚生労働省告示第84号）及び「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和6年厚生労働省告示第86号）が公布され、令和6年4月1日から適用されます。これに伴い、山武市における第1号訪問事業訪問介護、第1号通所事業通所介護及び介護予防ケアマネジメントの介護報酬等について、令和6年4月1日から以下のとおり改定します。

詳細につきましては、別添厚生労働省作成資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」をご参照ください。

1 訪問型サービス（第1号通所事業の介護予防訪問介護相当サービス費）

（1）基本報酬

（通所）利用区分	現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
1週に1回程度		1,176 単位/月
1週に2回程度		2,349 単位/月
1週に2回を超える程度		3,727 単位/月
標準的な内容のサービスである場合		287 単位/回
生活援助が中心である場合 ※所要時間 20分以上 45分未満	なし	179 単位/回
生活援助が中心である場合 ※所要時間 45分以上	なし	220 単位/回
短時間の身体介護が中心である場合	なし	163 単位/回

（2）高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

（3）業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	業務継続計画未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※ 訪問系サービスについては、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(4) 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

減算の内容	現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
①10%減算 ＜変更あり＞	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ＜変更なし＞	
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ＜変更なし＞	
④12%減算 ＜新設＞	なし	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

(5) 口腔管理に係る連携の強化

事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	口腔連携強化加算 50単位/回 ※1月に1回に限り算定可能

1 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

(1) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	業務継続計画未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※ 訪問系サービスについては、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

1 通所型サービス（第1号通所事業の介護予防通所介護相当サービス費）

(1) 基本報酬

(通所) 利用区分	現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
事業対象者・要支援1（1月あたり）	1,672 単位/月	1,798 単位/月
要支援2（1月あたり）	3,428 単位/月	3,621 単位/月
事業対象者・要支援1（1回あたり）	384 単位/月	436 単位/月
要支援2（1回あたり）	395 単位/月	447 単位/月

(2) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(3) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	業務継続計画未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

(4) 事業所と同一建物の居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合の報酬

減算の内容	現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
事業所と同一建物の居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合（事業対象者・要支援1） -376 単位/月	
	1週当たりの標準的な回数を定める場合（要支援2） -752 単位/月	
	なし	1月当たりの回数を定める場合 -94 単位/回

(5) 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

減算の内容	現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	なし	-47 単位 ※（4）を算定している場合は減算しない。

(6) 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から廃止。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
運動器機能向上加算 225 単位/月	廃止 （基本報酬に包括化）

運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480 単位/月	廃止 （栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価）
選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700 単位/月	一体的サービス提供加算 480 単位/月

(7) 事業所評価加算

要介護認定制度の見直しに伴い、より適切なアウトカム評価に資するよう LIFE ヘリハビリテーションのデータ提出を推進するとともに、事業所評価加算の廃止を行う。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
事業所評価加算 120 単位/月	廃止

4 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

(1) 基本報酬（通所型サービス A）

（通所型サービス A）利用区分	現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度）	1,672 単位/月	1,798 単位/月
事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度）	3,428 単位/月	3,621 単位/月

(2) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 ※所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

(3) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	業務継続計画未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

4 介護予防ケアマネジメント

(1) 基本報酬

（介護予防ケアマネジメント）利用区分	現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
介護予防ケアマネジメントA	438 単位/月	442 単位/月
介護予防ケアマネジメントB	438 単位/月	442 単位/月
介護予防ケアマネジメントC	438 単位/月	442 単位/月

(2) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(3) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
なし	業務継続計画未実施減算 ※所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

(4) ケアマネジメントBにおける2月目以降の減算

現行（～R6.3月分）	改定後（R6.4月分～）
2月目以降 382 単位/月	2月目以降 442 単位（減算なし）